

事 務 連 絡
平成28年7月29日

流通団体各位 御中

経済産業省商務流通保安グループ
流通政策課 林 揚哲

商業施設内の遊戯施設における消費者安全への対応（依頼）

平成27年8月28日付けで、消費者委員会から内閣府特命担当大臣（消費者）及び経済産業大臣宛てに、「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」が出されました。同建議において、商業施設における遊戯施設での事故が発生していることから、経済産業省としては、これらの施設に係る事故情報を収集し、収集した情報を消費者安全法に基づき消費者庁へ通知することが必要とされております。

貴協会におかれては、商業施設内の遊戯施設において、重大事故等が発生した場合、または重大事故でなくともそれに準ずる被害が発生した場合には、発生した事故情報（「事故発生日・製品名・被害状況・事故内容・事故発生場所等」）を、経済産業省商務流通保安グループ流通政策課に送付して頂くよう、貴団体会員企業等への周知をお願い致します。

参考として、消費者安全法に基づき公表された他の事例（別添）を添付しております。軽傷の場合でも、判断に迷う場合には、前広に事故情報を送付して頂きますと幸いです。

ご協力いただきますようお願いいたします。

（問合せ先）
商務流通保安グループ流通政策課
担当：伊澤
電話：03-3501-1905